

参 考 資 料

〔 資本市場及び金融業の基盤強化のための
金融商品取引法等の一部を改正する法律 〕

平 成 2 3 年 5 月
金 融 庁

目次

I. 多様で円滑な資金供給の実現

1. ライツ・オファリング（新株予約権無償割当てによる増資）に係る制度整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
2. コミットメントライン（特定融資枠契約）の借主の範囲拡大・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
3. 銀行・保険会社等金融機関本体によるファイナンス・リースの活用の解禁・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
4. 発行登録における発行条件決定時の発行登録追補目論見書交付義務の免除・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
5. 有価証券報告書を提出している銀行の決算公告の免除・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6
6. 保険会社のグループ内における業務の代理・事務の代行の届出制への移行・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7

II. 国民資産を有効活用できる資産運用機会の提供

1. プロ等に限定した投資運用業の規制緩和・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8
2. 資産流動化スキームに係る規制の弾力化・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9
3. 英文開示の範囲拡大・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10

III. 市場の信頼性の確保

1. 無登録業者による未公開株等の取引に関する対応・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 11
2. 投資助言・代理業の登録拒否事由への人的構成要件の追加・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 13

IV. 施行スケジュール・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 14

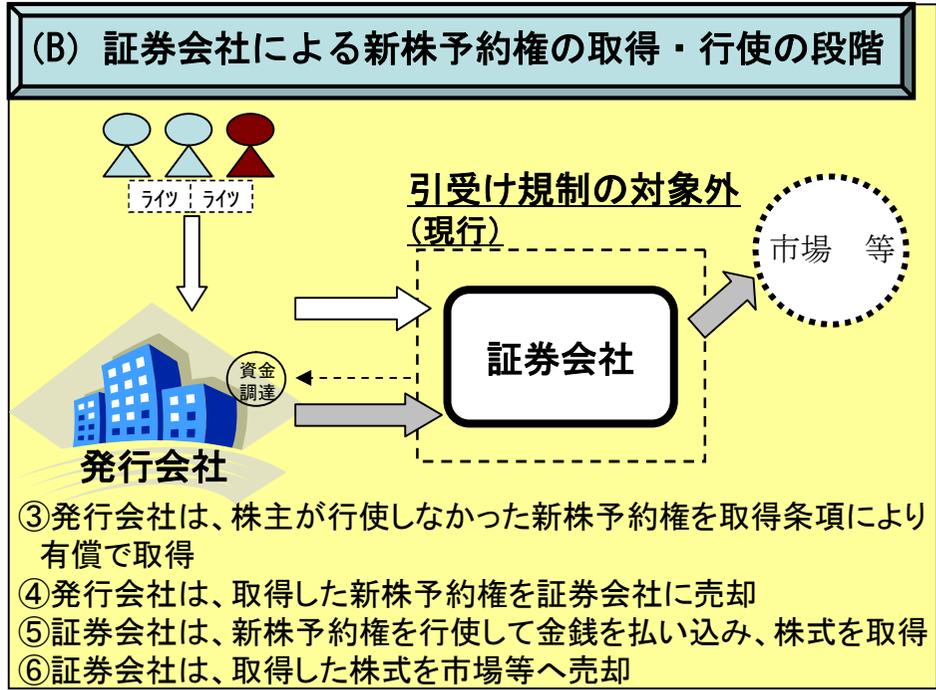
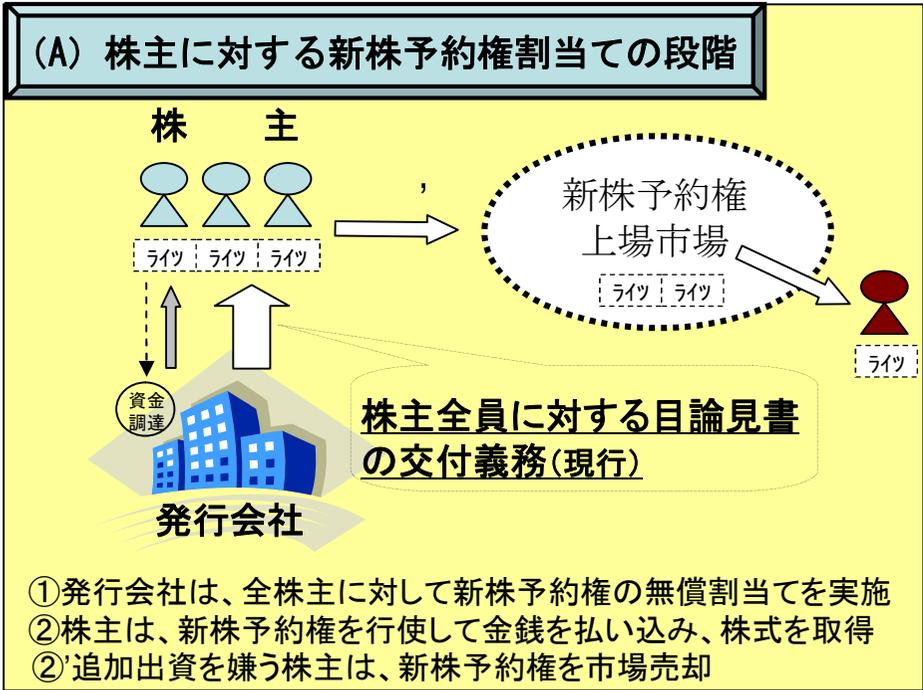
ライツ・オファリング（新株予約権無償割当てによる増資）に係る制度整備①

ライツ・オファリング（新株予約権無償割当てによる増資）とは

- 株主全員に「新株予約権」を無償で割り当てること（下図①）による増資手法
 - 株主は、新株予約権を行使して金銭を払い込み、株式を取得すること（下図②）ができるが、新株予約権を行使せずに市場で売却すること（下図②'）も可能
- ※ 持分比率の低下を嫌う株主は②により回避でき、追加出資を嫌う株主は②'により追加負担を回避できる。

背景

- 公募増資や第三者割当増資と異なり、株式を取得する権利が既存株主にその持分割合に応じて与えられるため、既存株主の公平な取扱いに配慮した増資手法になりうるとの指摘
- 既存株主の大幅な持分比率の低下を伴う第三者割当増資が、投資者保護の観点から問題となる中、投資者等からライツ・オファリングの積極的活用を求める声



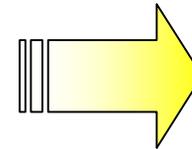
ライツ・オファリング（新株予約権無償割当てによる増資）に係る制度整備②

改正の概要

目論見書の交付方法の弾力化

株主全員に対する目論見書の作成・交付不要

有価証券届出書を提出（EDINET掲載）
+ その旨を日刊紙に掲載

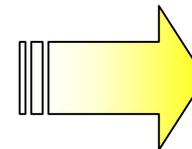


**期間短縮
コスト負担軽減**

「有価証券の引受け」の範囲の見直し

証券会社による、未行使分の新株予約権の取得・行使を「有価証券の引受け」と位置付け

証券会社に対し、適切な引受審査の義務付けなどの規制を課す

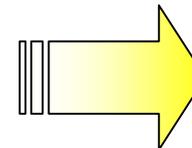


**投資者保護・
資本市場の健全性確保**

インサイダー取引の重要事実の明確化

新株予約権無償割当てをインサイダー取引の重要事実として明記

株式の募集・無償割当て、新株予約権の募集はインサイダー取引の重要事実。新株予約権無償割当ては明記されていない



規制対象の明確化

【その他】公開買付規制・大量保有報告規制

➤ ライツ・オファリングが行われた場合の株券等所有割合・株券等保有割合の変動の特性※を踏まえた対応

※ 現行制度では、株券等所有割合の計算上、新株予約権に係る議決権については、自己所有分は分母・分子に加算される一方、他者所有分は分母に加算されない（行使された時点で加算される）。

このため、全株主に対して新株予約権が割り当てられると、割当て時点において、自己への割当て分だけ各株主の所有割合が増加する。他方、最終的に全ての新株予約権が行使された場合、全ての他者所有分が考慮されるため、権利行使をした株主は、新株予約権の割当てがなされる前の割合に戻ることとなる。

コミットメントライン（特定融資枠契約）の借主の範囲拡大

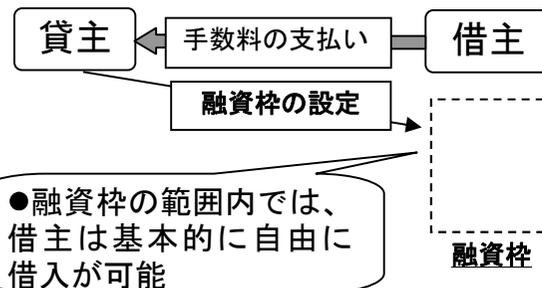
コミットメントライン（特定融資枠契約）とは

コミットメントライン法は、弱者保護を確保しつつ、機動的な資金調達ニーズに応えるため、コミットメントライン契約の利用可能な借主の範囲を規定（出資法及び利息制限法の上限金利の適用除外）

借主の範囲

- 大会社（資本金5億円以上又は負債200億円以上の株式会社）
- 資本金3億円超の株式会社
- 有価証券報告書提出会社
- 特定目的会社
- 登録投資法人
- 資産流動化のための株式会社

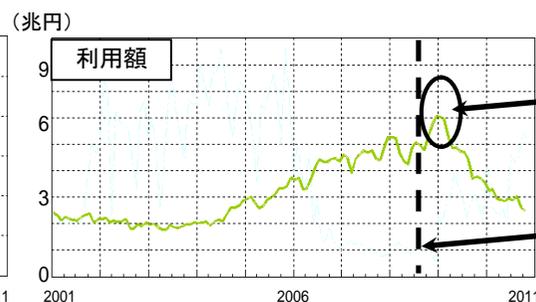
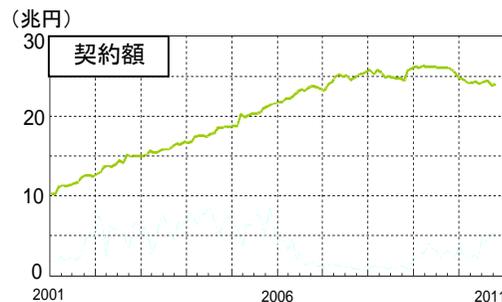
※ コミットメントライン契約とは、貸主が一定の期間及び金額の融資枠を設定するとともに、借主がそれに対し手数料を支払う契約



背景

契約額・利用額の推移

- 制度創設後、一定の定着
- リーマンショック後にCP・社債市場が低迷した中で、コミットメントライン契約の有効性を改めて確認



リーマンショック後に利用額が急増

2008年9月
リーマン・ブラザーズ経営破たん

改正の概要（借主の範囲拡大）

以下の法人類型を借主に追加

- 純資産10億円超の株式会社
- 大会社の子会社
- 純資産の額が10億円を超える者等に相当する外国会社
- 資産流動化のための合同会社

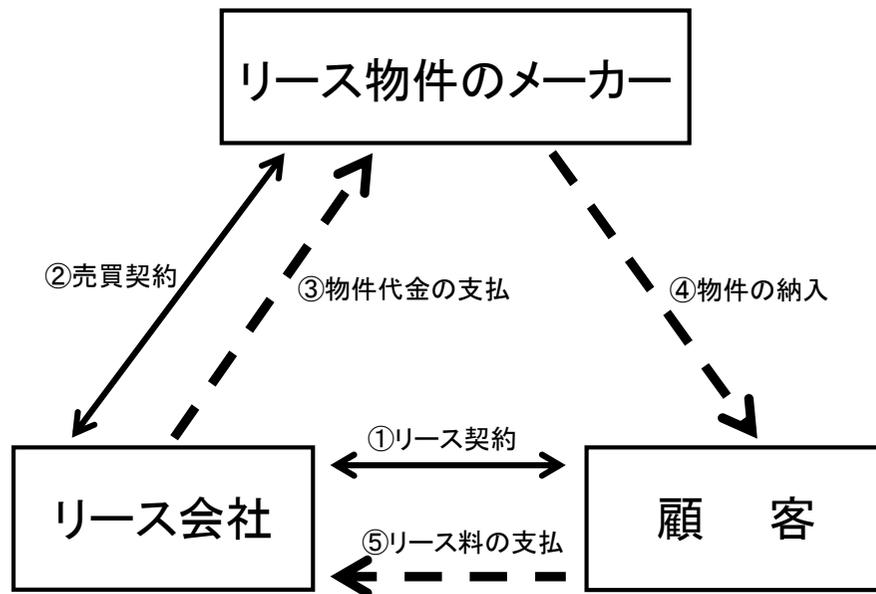
- 保険業法上の相互会社
- 第一種金融商品取引業者
- 投資運用業者
- 証券金融会社
- 貸金業者

銀行・保険会社等金融機関本体によるファイナンス・リースの活用の解禁

ファイナンス・リース取引の流れ

ファイナンス・リースは、

- ①中途解約禁止
 - ②物件価格と付随費用をリース料で全額回収(フルペイアウト)
- の2つの要件※を満たすリース取引



※今回金融機関が取扱うことが可能となるのは、リース契約終了後に顧客に所有権が移転しない内容の契約のみ

今回の改正内容

金融機関の子会社のみがファイナンス・リースの提供可能

金融機関本体がファイナンス・リースを提供することを可能にする(代理・媒介を含む)

期待される効果

- ①中小企業等が金融機関※本体で融資やリースのサービスを一括して享受(ワンストップサービス)
- ②金融機関本体による中小企業等の潜在的な設備投資ニーズの掘り起こし
- ③金融機関本体の収益機会を多様化

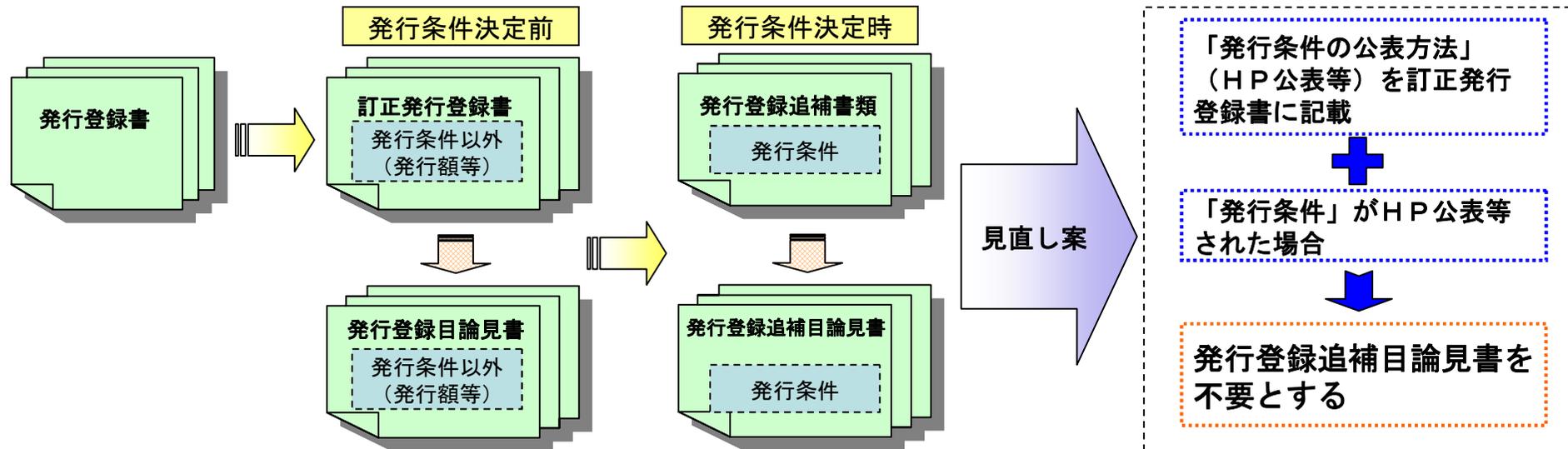
※金融機関:銀行、信用金庫、信用組合、労働金庫、系統、保険会社

発行登録における発行条件決定時の発行登録追補目論見書交付義務の免除

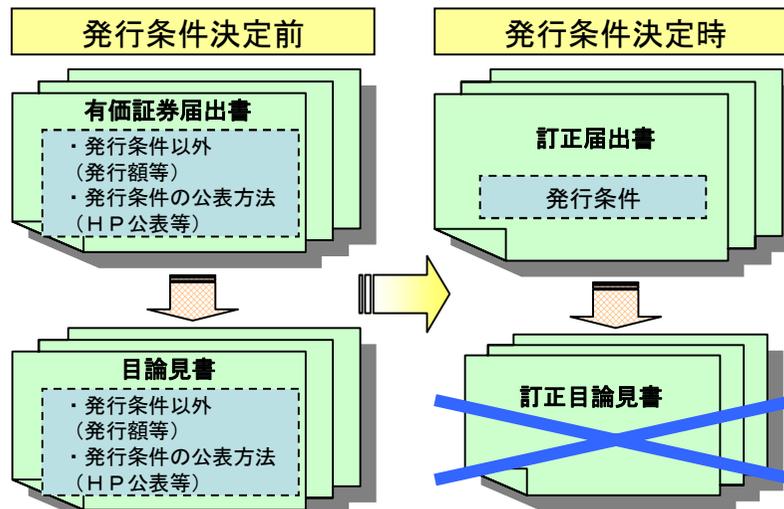
発行登録制度における発行条件決定時の発行登録追補目論見書の交付義務を、有価証券届出書利用の場合と同様に、免除

発行登録制度 を利用する場合

※ あらかじめ一定の事項を記載した発行登録書を提出しておくことにより、実際の募集・売出しの際に証券情報を記載した書類を提出すれば、届出することなく有価証券の取得・売付けが可能となる制度



(参考) 有価証券届出書を利用する場合



(注) 「発行条件」とは発行価格、利率等をいう

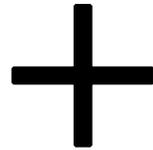
HP公表等
発行条件

有価証券報告書を提出している銀行の決算公告の免除

現行制度（有価証券報告書を提出している銀行の決算公告制度）



有価証券報告書



日刊新聞紙

決算公告

又は



インターネット等

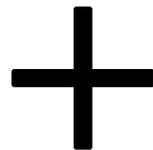
改正の趣旨

既に会社法、保険業法において、有価証券報告書を提出している者は決算公告を免除

決算公告の免除



有価証券報告書



日刊新聞紙

決算公告

又は



インターネット等

免除 ⇒ 決算公告に係る経費の削減に寄与

保険会社のグループ内における業務の代理・事務の代行の届出制への移行

現行制度（保険会社による業務の代理・事務の代行）

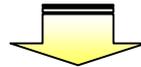
- 保険会社による、他の保険会社その他金融業を行う者の業務の代理・事務の代行は、認可が必要

※当該業務代理等に係る保険会社の体制等をあらかじめチェックする必要



背景

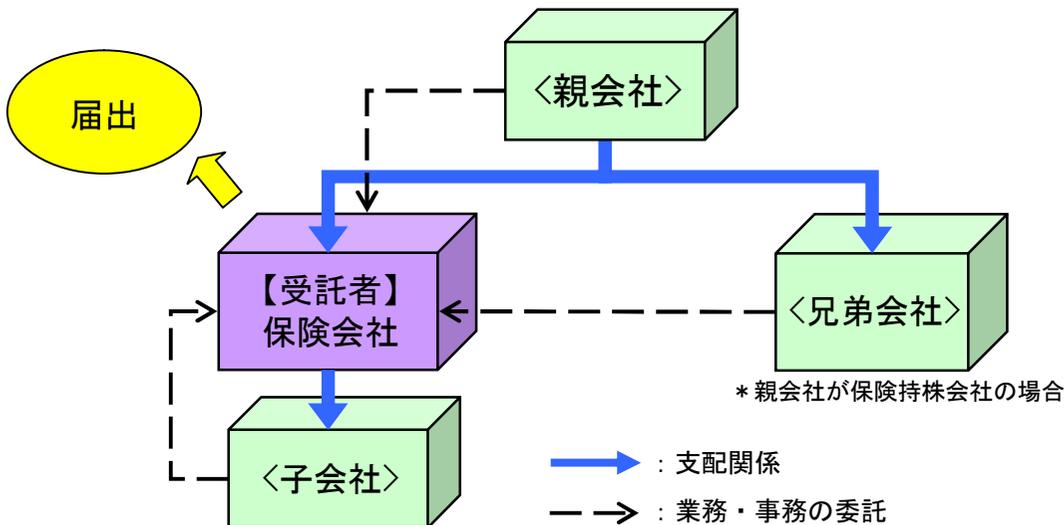
同一グループ内にも適用することは、経営資源の有効活用や顧客の利便性向上に支障となっているとの指摘



改正の概要

同一グループ（親会社や子会社等）内で行われる場合は、届出のみで可能

〔 同一グループであれば、経営管理を一体で行うなどガバナンス機能が見込まれること等から、事後的な監督で対応 〕



＜業務の代理・事務の代行の例＞

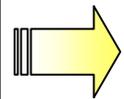
- 業務の代理
 - ・ 保険契約の締結
 - ・ 損害査定
 - ・ 銀行代理業
 - ・ 資金の貸付の代理 等
- 事務の代行
 - ・ 保険の引受けに係る書類の作成・授受
 - ・ 保険事故の調査
 - ・ 保険料の収納事務及び保険金等の支払事務
 - ・ 資金の貸付に係る書類の作成・授受 等

プロ等に限定した投資運用業の規制緩和

背景

[現行の投資運用業にかかる規制]

- 運用：厳格な登録要件
- 販売勧誘：原則、第一種金融商品取引業の登録が必要



顧客がプロ等に限定された一定規模以下の投資運用業
⇒ 登録要件を一部緩和する特例を新設（当該業者が運用するファンド持分の販売勧誘についても登録要件の特例を整備）

改正の概要

緩和

	投資運用業（通常の投資運用業）	プロ等に限定した投資運用業の特例（新設）
○投資運用業の登録要件の緩和		
人的構成要件	法令・監督指針で運用業全般を対象とした厳格かつ画一的な要件を規定	プロ等に限定されたものであることを踏まえた最低限必要な人員等を規定【府令等】
資本金・純財産額規制	5,000万円以上【政令】	1,000万円以上【政令】
株式会社要件	取締役会設置会社【法律】（取締役3名以上＋監査役）	監査役設置会社【法律】（取締役＋監査役）
その他要件	違反歴、役員等の適格性、兼業規制、主要株主規制	違反歴、役員等の適格性、兼業規制、主要株主規制（※通常の規制と同じ）
○ファンド持分の販売勧誘に係る規制の緩和		
登録の種別	原則、第一種金融商品取引業の登録が必要 ※組合出資持分など、流動性の低い有価証券（第2項有価証券）の販売勧誘等については、第二種金融商品取引業の登録が必要。	第一種金融商品取引業の登録を受けなくても（第二種金融商品取引業とみなす）、自ら運用を行うファンド持分の販売勧誘が行えるように特例を整備

プロ等に限定した投資運用業者が運用するファンドに出資可能なプロ等の範囲

- ① 適格機関投資家、国、日本銀行
- ② 上場会社、資本金5億円以上と見込まれる株式会社、特定目的会社、外国法人など
- ③ 有価証券等の金融資産が一定以上であると見込まれる等の法人又は個人
- ④ 投資運用業者が運用を行うファンド
- ⑤ プロ等に限定した投資運用業者の一定の役職員又は親法人等

資産流動化スキームに係る規制の弾力化

資産流動化スキームとは

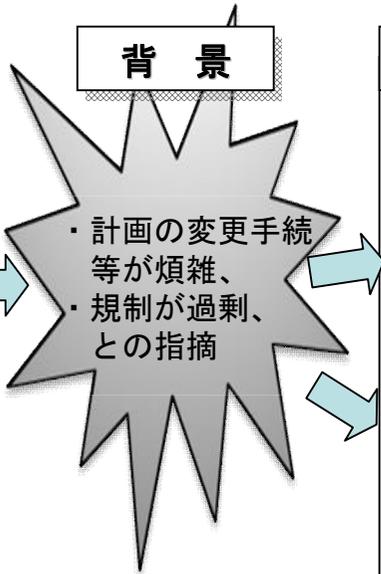
予め定められた計画（資産流動化計画）に基づき、投資者から資金（優先出資・社債・借入）を集めて資産を取得し、資産から生じるキャッシュフローを分配するスキーム

→ 資産流動化法は、資産流動化スキームの受け皿となるビークル（特定目的会社や特定目的信託）について、関係者間の利害を調整し、投資者保護を図る制度を定めるもの

現行制度（資産流動化法の仕組み）

資産流動化計画の策定・変更時の
①当局への届出、②関係者全員の同意等

特定目的会社の資産の取得に係る規制



改正の概要

資産流動化計画の変更届出義務・手続の緩和

- スキームの骨格に関わらない事項（個別の証券発行・借入れ条件等）に関する
 - ①変更届出義務の免除
 - ②変更手続の緩和（取締役への委任等を容認）

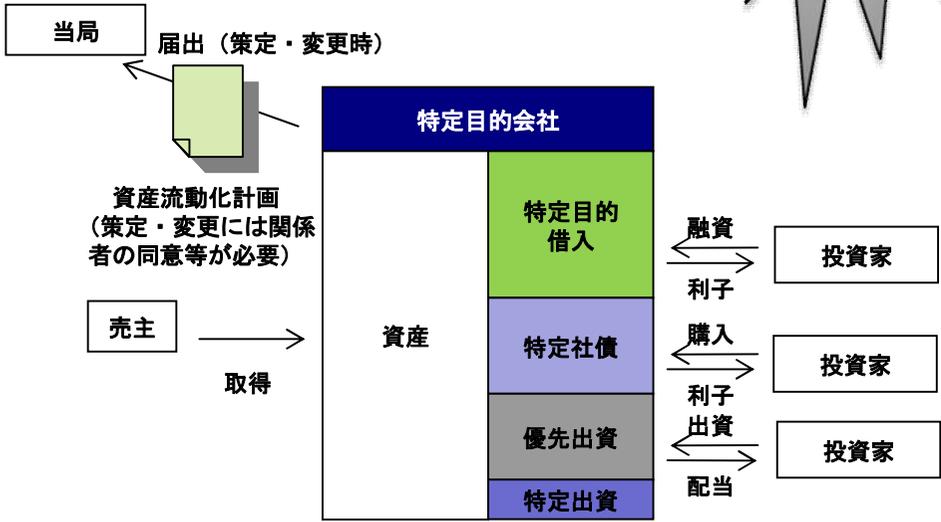
【府令事項】

資産の取得に係る規制の見直し

- 不動産と一体となった備品等の分別管理（信託設定義務等の免除）
- 不動産の価格について、鑑定評価及び第三者調査を二重に義務付けることの廃止（鑑定評価に一本化）
- 特定目的会社が資産を取得するにあたっての、資産譲渡人等による重要事項の告知義務の廃止 等

資産流動化の応用スキームの促進

- 特定目的信託の仕組みを利用したイスラム債の発行を促進するための制度整備（社債的受益権の発行につき、他の種類の受益権の発行を義務付けることを廃止）等



英文開示の範囲拡大

英文開示とは

○ 我が国で上場等を行っている外国会社は、日本語による継続開示書類（有価証券報告書等）に代えて、外国で開示されている英語による継続開示書類の提出が既に可能

背景

➤ 英文開示の利用が進まない中、外国会社が我が国証券市場に上場しやすい環境を整備し、我が国投資者の投資機会を拡大する必要

改正の概要（外国会社による英文開示の範囲拡大）

発行者に関する 情報	発行開示書類	継続開示書類										
外国において 開示 <small>（注1）</small>	<div style="border: 2px solid black; padding: 5px; background-color: #ffff00; text-align: center;"> 有価証券届出書 </div> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin: 5px;"> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">証券情報</td> <td style="width: 50%;">日本語</td> </tr> <tr> <td>発行者情報 <small>（現行）</small></td> <td style="text-align: center;">⇒</td> </tr> <tr> <td>日本語</td> <td style="text-align: center;">(改正案) 英語 (注2) (+補足書類)</td> </tr> </table> </div>	証券情報	日本語	発行者情報 <small>（現行）</small>	⇒	日本語	(改正案) 英語 (注2) (+補足書類)	<div style="border: 2px solid black; padding: 5px; background-color: #ffff00; text-align: center;"> 有価証券報告書 </div> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin: 5px;"> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">発行者情報</td> <td style="width: 50%;">英語 (注2)</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">(+補足書類)</td> </tr> </table> </div> <p style="text-align: center; font-size: small;">（現行のとおり）</p>	発行者情報	英語 (注2)	(+補足書類)	
証券情報	日本語											
発行者情報 <small>（現行）</small>	⇒											
日本語	(改正案) 英語 (注2) (+補足書類)											
発行者情報	英語 (注2)											
(+補足書類)												
外国において 非開示	<div style="border: 2px solid black; padding: 5px; background-color: #ffff00; text-align: center;"> 有価証券届出書 </div> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin: 5px;"> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">証券情報</td> <td style="width: 50%;">日本語</td> </tr> <tr> <td>発行者情報</td> <td>日本語</td> </tr> </table> </div> <p style="text-align: center; font-size: small;">（現行のとおり）</p>	証券情報	日本語	発行者情報	日本語	<div style="border: 2px solid black; padding: 5px; background-color: #ffff00; text-align: center;"> 有価証券報告書 </div> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin: 5px;"> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">発行者情報</td> <td style="width: 50%;">日本語</td> </tr> </table> </div> <p style="text-align: center; font-size: small;">（現行のとおり）</p>	発行者情報	日本語				
証券情報	日本語											
発行者情報	日本語											
発行者情報	日本語											

（注1）「開示」には、国内金融商品取引所と外国金融商品取引所に同時上場する場合及び日本と外国で同時募集が行われる場合を含む
（注2）「補足書類」は、①「補足情報」（我が国開示書類に記載すべき情報で外国開示情報にない情報）、②重要事項の「日本語による要約」及び③我が国開示書類と外国開示情報との「対照表」である

無登録業者による未公開株等の取引に関する対応①

背景

- 金融商品取引法上の登録を受けていない業者が、未公開株等について「上場間近で必ず儲かる」などと勧誘を行い、高齢者等に対して不当な高値で売り付けるといった事例が多発

(注) 未公開株に関する相談件数 (国民生活センター調べ)

2007年度:2,615件 2008年度:3,071件 2009年度:6,114件 2010年度(12月末現在):5,362件(前年同期3,257件)



改正の概要 (民事ルールの創設)

- 無登録業者が非上場会社等の株式・社債等の売付けを行った場合、その売買契約を無効に

金商法の規制に違反する者
⇒ 不当な利益を得る
行為を行うおそれ

証券の価値に関する情報が不十分
⇒ 投資者は適切な投資判断ができないおそれ

不当な利益を得る行為
(公序良俗(民法90条)違反=無効)
である蓋然性が高い

※ ただし、無登録業者が不当な利益を得る行為でないことを立証した場合に限り、当該契約を有効とする

効果

- 国民生活センター等による、無登録業者に対する代金返還交渉の仲介が容易に
- 裁判での被害者の立証責任が軽減される
- 裁判所による無登録業者の資産の散逸を防ぐための保全命令の迅速な発出が可能に 等

無登録業者による未公開株等の取引に関する対応②

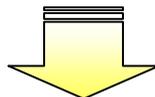
無登録業者に対する規制の新設・罰則の引上げ

- 無登録業者による広告・勧誘行為を禁止（1年以下の懲役、100万円以下の罰金）
- 無登録業者に対する罰則の引上げ
 - ・ **現行** 3年以下の懲役、300万円以下の罰金 ⇒ **改正案** 5年以下の懲役、500万円以下の罰金
 - ・ 無登録・無免許で業務を行う法人に対する罰則を行為者よりも重課（法人重課）
⇒ 無登録で金融商品取引業を行う法人については5億円以下の罰金

裁判所による差止命令の申立ての裁判管轄の拡大

背景

- 現行法上、証券取引等監視委員会等の申立てにより、裁判所は、金商法の違反行為を行う者に対して当該行為の差止命令を行うことが可能
 - 「被申立人（＝違反行為を行う者）の住所地」の地方裁判所に限り、証券取引等監視委員会等が差止命令の申立てをすることが可能
- ⇒
- ① 被申立人たる法人及びその役員等の住所地が異なる場合、複数の裁判所での手続が必要
 - ② 被申立人が住所を転々とする場合、迅速・適切な申立てを行うことが困難



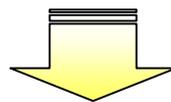
改正の概要

- 違反行為があった地の地方裁判所でも申立てができるように拡大

投資助言・代理業の登録拒否事由への人的構成要件の追加

背景

- 従来、投資助言・代理業者については、法令違反が認められた場合に行政処分を行うことによって、法令遵守体制の是正を求め、さらに悪質な場合には登録取消しを行うこととしてきた
- 近時、投資助言・代理業者において、法令遵守意識の欠如等を原因とする悪質な法令違反が複数発生し、投資者被害も発生^(注)
(注) 法令等の知識や証券業務に関する経験等のある役職員が全くいない業者において、顧客に対し法定書面を全く交付していなかった事例 等
- また、許認可等の付与に当たり、業の主体から暴力団等を排除する対策の充実が求められている



改正の概要

- 投資助言・代理業の登録拒否事由に人的構成要件を追加
(例えば、業務を適確に遂行可能な役職員が確保されていない場合や、役職員に反社会的勢力との関係がある者がある場合に登録を拒否)
 - ⇒ 投資助言・代理業者の法令遵守体制について、登録申請時にチェック
- (参考) 現行法上、投資助言・代理業以外の業種（第一種金商業、第二種金商業、投資運用業）では人的構成要件が登録拒否事由とされている

施行スケジュール

